

雇う人も、働く人も、必ずチェック

佐賀県の最低賃金

<このリーフレットを事業場の見やすいところに掲示してください。>

佐賀県内の使用者は、最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

最低賃金は、正規雇用労働者のほか、臨時工・パートタイマー・アルバイト等の非正規雇用の労働者を含むすべての労働者の方に適用されます。



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

1 地域別最低賃金

件名	1時間	効力発生日	適用される産業
佐賀県最低賃金	1,030円	令和7年11月21日	佐賀県内のすべての産業

2 特定(産業別)最低賃金

件名	適用される最低賃金
一般機械器具 製造業関係	左記の業種については、今年度は改正がありませんでした。このため、令和7年11月21日以降は 佐賀県最低賃金1,030円 が適用されます。
電気機械器具 製造業関係	
陶磁器・同関連 製品製造業	

注1 賃金支払形態が「月給制、日給制、時間給制」に関係なく、1時間の金額が適用されます。

注2 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する所定内賃金に限られ、「時間外、休日、深夜などの割増賃金」、「賞与などの臨時の賃金」及び「精勤手当」並びに「通勤手当(交通費)」及び「家族手当」は、対象になりません。

お問い合わせは 佐賀労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

佐賀労働局労働基準部賃金室 0952-32-7179

佐賀労働基準監督署 0952-32-7133 唐津労働基準監督署 0955-73-2179

武雄労働基準監督署 0954-22-2165 伊万里労働基準監督署 0955-23-4155



~ご存じですか「業務改善助成金」~

中小企業の計画的な**最低賃金**引上げを支援する制度があります。

ご相談 佐賀働き方改革推進支援センター 0120-610-464

佐賀労働局雇用環境・均等室 0952-32-7218

